

島根原子力発電所から概ね

5～30km圏内にお住まいの皆さまへ

もしもの原子力災害に備え 希望される方へ

安定ヨウ素剤を事前配布します

事前のお申し込みが必要です

(お申し込みがない方への配布はできませんので、あらかじめご了承ください)

「安定ヨウ素剤」とは

原子力災害時に、原子力発電所から放出が予想される放射性ヨウ素による内部被ばくを低減することができるため、国、県、市の指示に基づき避難等に合わせて服用するお薬です。

特に放射性ヨウ素の影響は年齢が低いほど大きくなるため、乳幼児を含む未成年者、妊婦、授乳婦は優先的に服用する対象とされています。

緊急時には各地区の一時集結所（下記【参考】）で配布することになっています。



安定ヨウ素剤の働きと効果

事前配布の対象者

島根原子力発電所から概ね5～30km圏内にお住まいの方のうち、緊急時に速やかに安定ヨウ素剤の配布を受けることができない理由があり、事前配布を希望される次の方。

- 40歳未満の方
- 妊婦、授乳婦及び妊娠を希望される女性（全年齢）

※40歳以上の方は、医学的に安定ヨウ素剤を服用する必要性が低いとされていますが、特に希望される方には事前配布を行います。

対象地区

(島根原子力発電所から概ね5～30km圏内)

	地区名		地区名
平田地域	全地区	出雲地域	今市、大津、塩冶、高松、四絡、高浜、川跡、鳶巣、上津、稗原、朝山
斐川地域	全地区	大社地域	遙堪、鵜鷺

【参考】各地区の一時集結所（緊急時の安定ヨウ素剤配布予定箇所）

※事前配布会の会場ではありません。

【全地区共通】各地区のコミュニティセンター

- 【今市地区】今市小、出雲科学館、ビッグハート出雲 【大津地区】大津小、第一中、出雲商業高、出雲中央図書館
 【塩冶地区】塩冶小、第二中、出雲工業高、出雲市民会館 【高松地区】高松小、浜山中 【四絡地区】四絡小、第三中、出雲ドーム
 【高浜地区】高浜小 【川跡地区】川跡幼稚園、北陽小、さんぴーの出雲 【鳶巣地区】出雲北陵高、県立大学出雲キャンパス
 【上津地区】上津小 【稗原地区】稗原小、稗原交流センター 【朝山地区】みなみ小、南中
 【平田地区】平田小、平田中、平田高、平田文化館・福祉館、平田本陣記念館 【灘分地区】灘分小、向陽中
 【国富地区】国富小、プラッツ金山館 【西田地区】西田小、旧光中 【鰐淵地区】鰐淵小、お茶の里唐川館、猪目交流センター
 【久多美地区】さくら小 【檜山地区】旧檜山小 【東地区】青少年の家サンレイク、朝陽小 【北浜地区】北浜小
 【佐香地区】三津町自治会館 【伊野地区】伊野小 【遙堪地区】遙堪幼稚園、遙堪小 【鵜鷺地区】旧鵜鷺小
 【荘原地区】荘原小、四季荘 【出西地区】出西保育園、いずも企業交流館 【伊波野地区】西野小、アクティーひかわ
 【直江地区】中部小、斐川西中 【久木地区】JALしまねひかわ営農総合センター 【出東地区】出東小、斐川東中

安定ヨウ素剤の事前配布会の日程

令和6年1月13日(土)

【1回目】(受付)10:00~10:30
(説明)10:30

【2回目】(受付)13:30~14:00
(説明)14:00

出雲市役所本庁 くにびき大ホール

(出雲市今市町70)

※申請者数に応じて受付時間を分けてご案内する場合があります(当日の受付時間は、後日お知らせします)。
※12月頃から、一部薬局でも配布を開始する予定です(ただし、ヨウ素過敏症のおそれのある方や、医師の問診を希望する方は、事前配布会にお越しください)。詳しくは、申請された方にご案内します。

- 事前配布会では、受付、安定ヨウ素剤の効用や注意事項等の説明、問診の順で配布を行います。
- 安定ヨウ素剤を初めて受け取られる方には、皆様一齐に説明(約30分)を行いますので、受付後、説明開始までお待ちいただくことを、あらかじめご了承ください。

同居のご家族分も代理受領できます。

安定ヨウ素剤の事前配布の申請方法

下記のいずれかの方法で申請できます。後日、事前配布会の詳細なご案内を送付します。

申請期間：11月1日(水)から11月15日(水)まで

しまね電子申請サービス

- ① インターネットで、**しまね電子申請サービス(島根県)** **検索** と検索してください。
手続き名は「令和5年度安定ヨウ素剤事前配布申請」(UPZ4市共通)です。
- ② 電子申請画面から必要事項を入力し、申請してください。



電子申請はこちら

申請書の郵送または持参

- ① 申請書を、次の場所又はインターネットで入手してください。
【配置場所】出雲市役所本庁、平田行政センター、大社行政センター、斐川行政センター、出雲保健所、県庁医療政策課
【インターネット】**島根県 安定ヨウ素剤** **検索** と検索してください。
- ② 申請書に必要事項を記入してください。
- ③ 申請書を県庁医療政策課へ郵送(11月15日(水)必着)または持参(平日8:30~17:00)してください。



申請書はこちら

安定ヨウ素剤の事前配布申請書の提出先・問い合わせ先

島根県健康福祉部医療政策課(島根県庁第二分庁舎)
〒690-8501 松江市殿町1番地 電話:0852-22-5688